

平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名： 自治行政局自治政策課他 4 課室

施策名	地域振興	政策体系上の位置付け
		(地方行財政) 政策 5
施策の概要	<p>ア 地方公共団体の地域づくりの支援</p> <p>地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業について財政措置を講じている。</p> <p>イ 地方公共団体の国際化施策の推進</p> <p>外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的に、総務省等関係機関が協力して、地方公共団体において、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下、「JETプログラム」）を実施している。また、近年の外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあることから、「地域における多文化共生推進プラン」を総務省が策定・通知し、地域国際化連絡会議を開催することなどにより普及を図っている。</p> <p>ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI 事業の支援）</p> <p>中心市街地の再活性化の促進を通じて、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、財政措置を講じている。</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、総務省では、地方公共団体が PFI 事業を円滑に実施できるようにするため、地域振興課を窓口として、情報提供や助言、財政措置などの支援を行っている。</p> <p>エ 過疎地域の自立促進</p> <p>人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域（過疎地域）とその他の地域との格差の是正を図るため、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号、以下「過疎法」という。）に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施できるよう、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。</p> <p>オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進</p> <p>辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号、以下「辺地法」という。）に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が辺地住民の生活文化水準の向上のための辺地対策事業を総合的、計画的に実施できるよう、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。</p> <p>(平成 19 年度予算額) 726 百万円</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>平成 19 年度は既存の事業について、継続的に、地域の活性化・国際化、過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正に取り組んできたところであり、指標等を</p>	

みると総務省が実施した施策については一定の有効性等があったといえる。

しかしながら、厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりの確保をさらに推進するために、地方公共団体のニーズ等を的確に把握することにより、このような取組を推進する必要がある。

(必要性)

地域づくりは、地方公共団体が自主的・主体的に取り組むものであるが、真に必要な基盤整備事業に対し、現下の厳しい地方財政の状況において地方財政措置等を行うことは、地域の活性化のために必要である。

(有効性)

地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対する総務省の情報提供や助言、財政措置等の取組については、概ね有効性が認められる。例えば、過疎地域の自立促進がなされているかについて見ると、後期過疎地域自立促進計画に基づく事業の進捗率を見てみると、平成18年度時点で都道府県47%、市町村28%となっており、厳しい財政状況下において着実に進捗していることから一定の有効性が認められるなど、これまでの過疎対策事業が着実に実施され、過疎地域とその他の地域における地域格差の是正に、一定の成果をあげてきたという施策の有効性が認められる。

(反映の方向性)

総務省では、これまで、地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対して、情報提供や助言、財政措置等を継続して行ってきたところである。

しかしながら、平成20年施政方針演説において、地方再生戦略に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を政府一体となって強力に後押しするという政府方針が示されていることから、これまで以上に、総務省では、実態やニーズを的確に把握することにより、地域の特性にあった魅力ある地域づくりをしようとする地方公共団体に対し支援を実施していくとともに、地域力創造に向けた取組を進めていく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

後期（平成17年度～平成21年度）過疎地域自立促進計画の進捗率

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
過疎地域自立促進計画の進捗率	市町村及び都道府県が策定した過疎地域自立促進計画に基づいて過疎対策事業を実施することにより、過疎地域の自立促進を達成する。	21年度	過疎地域の自立を促進するための後期過疎地域自立促進計画(平成17～21年度)に基づく事業の実施が着実に行われているか。	都道府県 24% 市町村 14%	都道府県 47% 市町村 28%	集計中

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第169回国会 総理施政方針演説	平成20年1月18日	地方の元気は日本の活力の源です。昨年11月に取りまとめた「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。

政策5 地域振興

基本目標 地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う
 地方公共団体を支援する。

地域の特性にあった魅力ある地域づくりの確保

地域の活性化・国際化

過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正

地方公共団体が
行う地域活性化
事業の推進

地域の活性化を
実現するための取組
財政措置
 参考指標：循環型社会
形成事業の活用状況、
少子・高齢化対策事業の
活用状況、地域資源活用
促進事業の活用状況

地域レベル
の国際交流
の推進
・外国語教育
の充実

JETプログラムの推進
 参考指標：
JETプログラムの
招致者数及び
招致国数

地域にお
ける多文
化共生の
推進

多文化共生
推進プラン
の普及
 参考指標：
「地域における
多文化共生推
進プラン」の
普及の状況

・中心市街地の活性化
・利用者に安く喜ばれる
施設の提供

・中心市街地活性化
のための施設整備
等の推進
・効果的かつ効果的
な公共施設等の整
備の促進
 参考指標：中心市街地
活性化に係る一般事業
債の活用状況、PFI研修
会の状況、地方公共団
体におけるPFI事業の実
施方針公表数の推移

過疎地域とその他の
地域における
地域格差の是正

・過疎対策事業の実施
 指標：後期過疎地域自立促進計画
の進捗率
 参考指標：過疎対策事業により整備
した交流施設の利用者数、過疎地域
集落再編整備事業によって整備した
定住団地等の整備状況
 ・過疎対策のための調査研究
 参考指標：都市から地方への移住・
交流の促進に関する調査の状況

辺地要件の
解消
 指標：辺地数の減少

地方財政
措置の実施

地方公共団体
の地域づくり
の支援

(自治政策課)

地方公共団体の
国際化施策の推進

(国際室)

地方公共団体
が実施する地域
振興施策の推進

(地域振興課)

過疎地域自立促進
計画の実施

(過疎対策室)

辺地に係る
公共的施設の
総合整備の
促進

(財務調査課)